

総務常任委員会記録

開催年月日	令和元年 12 月 12 日（木曜日）
開催時間	午後 3 時 45 分～午後 4 時 15 分
開催場所	第 1 委員会室
出席委員	佐藤（正）委員長　吉田副委員長 柳下委員　山田委員　岸本委員　関口委員（議長） 中川委員　小泉委員　青木委員　黒沢委員
欠席委員	なし
説明者	中島町民部長 芹澤町民窓口課長 岡野副主幹
案件	（付託議案） 1. 議案第 70 号 寒川町印鑑条例の一部改正について
議会事務局	新藤議会事務局長　　亀井議会事務局次長 波多野主任主事

午後3時45分 開会

【佐藤（正）委員長】 それでは、本会議の休憩中ではございますが、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件でございます。

議案の内容につきましては、先ほど本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開します。

それでは、議案第70号 寒川町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

中島町民部長。

【中島町民部長】 皆様、こんにちは。本日大変お疲れのところ、総務常任委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。それでは、早速ではございますが、町民部町民窓口課より、議案第70号 寒川町印鑑条例の一部改正につきまして、ご審議をよろしくお願いいたします。今回の寒川町印鑑条例の一部改正につきましては、成年被後見人等の権利にかかる関係法律の整備に伴いまして、総務省の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されますので、町といたしましても、これに対応するため寒川町印鑑条例の一部を改正するものでございます。なお、説明につきましては、町民窓口課、芹澤課長より行いますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 芹澤町民窓口課長。

【芹澤町民窓口課長】 それでは、付託議案の1、議案第70号 寒川町印鑑条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。資料につきましては、タブレット01議案第70号をお開きいただきたいと思います。

初めに、今回の条例改正の背景について説明させていただきます。平成11年に民法が改正され、従来の禁治産、準禁治産制度にかわって、成年後見制度が設けられ、平成12年4月より施行されました。成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上的障害があることにより、判断能力が不十分であるために財産の管理、または日常生活等に支障がある人を支える重要な手段にもかかわらず、その利用状況を見ますと、利用者数は増加しているものの十分に利用されていない状況にありました。

そこで、成年後見制度の利用の促進について、基本理念を定めて国の責務等を明らかにし、制度の利用の促進に関する施策を総合的、かつ計画的に推進すること目的に、平成28年4月15日に成年後見制度の利用の促進に関する法律が公布され、同年5月13日に施行されました。

同法第11条には、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利にかかる制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うことが定められました。また、同法第9条では、成年被後見人等の権利の制限にかかる関係法律の改正、その他の基本方針に基づく施策を実施するために必要な法制上の措置については、同法の施行後3年以内をめぐり講ずるものと規定されました。さらに同法の規定に基づいて平成29年3月24日に閣議決定されました成年後見制度利用促進基本計画において、成年被後見人等の権利にかかる制限が設けられている制度、いわゆる欠格条項が数多く存在していることが、成年後見制度の利用をちゅうちょさせる要因の1つ

になっているとの指摘を踏まえまして、政府においては、これらの制度の見直しを速やかに行うこととされました。この後、成年被後見人等の権利にかかる制限が設けられている制度の見直しが行われ、見直し一括整備法案の提出に向け検討が進められ、国会での審議を経て、本年6月14日に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。

続きまして、条例改正の概要について説明させていただきます。今回の改正は、ただいまご説明申し上げました成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、総務省から出されております印鑑登録証明事務処理要領の一部が今年12月14日に改正されますので、これに対応して本条例の一部を改正するものでございます。

これまで成年被後見人は、印鑑の登録を受けることができませんでした。また、印鑑を登録されていた方が成年被後見人となられたときは、登録を抹消しておりました。今回の法施行は、成年被後見人及び被保佐人、成年被後見人等と言わせていただきますけれども、の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度につきまして、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の手続き規定を整備するものとなっております。これにより一律に成年被後見人は印鑑の登録を受けられないとしていた印鑑登録証明事務処理要領も、意思能力を有する者は印鑑の登録を受けられるように改正されます。

タブレット03参考資料の総務省通知をごらんいただきたいと思います。こちらの文書が本年11月19日付で総務省より発出され、神奈川県を通じて本町にも通知されました。この事務処理要領と申しますのは、市町村において印鑑の登録及び証明に関する事務が正確かつ迅速に処理されるために、市町村長が準拠すべき事項を定めたもので、印鑑の登録及び証明に関する制度の改善は、この要領に準拠することが適当であるとされておりますので、この要領改正を受けまして、本町においても意思能力を有する者は印鑑の登録を受けられるよう条例を一部改正するものでございます。

なお、ごらんのとおり、総務省からの文書の発出が12月会議の議案配付日の直近であり、さらにタブレット04参考資料にございます総務省から示されました事務処理要領の新旧対照表の改正内容を受けまして、本町の条例をどう改正するか法制担当と検討を行い、また庁議への附議等の手続きが必要でありましたことから、議案上程が遅くなってしまい、大変申し訳ございませんでした。

また、恐れ入りますが、タブレット02参考資料の他市町の条例改正状況をごらんいただきたいのですが、こちらは11月25日時点での各市町の条例改正予定を調べたものとなっております。その後、変更されたものもございりますが、印鑑条例の改正議案上程の時期につきましては、各市町でもさまざまな検討がなされたと聞いております。

市民カードに印鑑登録カードの機能をつけており、条例が別になっているため、条文の検討時間が必要であるですとか、議案提出が間に合わないという理由で、12月議会への議案上程を見送り、新年第1回議会への提案を決めた市町もございまして。また、本町のように12月14日施行に間に合わせられるよう、12月に提案を決めた自治体もございました。ごらんのよう、県内でも対応が分かれておりましたが、担当といたしましては、12月14日にあわせて条例を改正しないと町民の皆さんに不利益が生じてしまう、それは何とか避けたいと考え、会期中ではございますが、本日上程させていただきました。議員の皆様には大変ご迷惑をおかけすることになってしまいましたが、何とぞご利用賜りますようお願い申し上げます。

それでは、一部改正の内容につきまして説明させていただきます。恐れ入りますが、タブレット01に戻っていただき、議案70号の3ページ目をお開きいただけますでしょうか。こちらの新旧対照表で説明させていただきます。なお、改正部分につきましては、先ほどごらんいただいたタブレット04

参考資料総務省新旧対照表の内容に沿った形で改正しております。

まず、第1条、印鑑の登録資格でございますが、第1項の「ただし書き」以下を削って、新たに第2項を設けまして、こちらに印鑑の登録を受けることができない者について規定する形に変更いたします。「成年被後見人」という文言は削り、総務省から示された印鑑登録証明事務処理要領の改正と同様に、「意思能力を有しない者」に改正いたします。

次の第3条、印鑑登録の制限は、用語の整理を行うものでございます。

次の4ページに移りまして、第7条、印鑑登録原票の登録事項ですが、第1項第5号の部分は、先ほど説明申し上げました第3条で文言の整理を行った内容となりますので、重複する部分を削除いたします。

続いて、第11条の登録の抹消では、先ほどの第1条と同様に「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改正いたします。

最後に、附則でございますが、法改正に伴う印鑑登録証明事務処理要領の改正日にあわせまして、施行日は令和元年12月14日といたします。

印鑑条例の一部改正については以上でございますが、ご参考までに、町内に住民登録されている成年被後見人の方は、本年11月27日現在で80名いらっしゃいます。そのうち成年被後見人になる前に印鑑の登録を受けていた方は44名でございました。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。
黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、国でこういう法制度が変わりますと、それが12月14日ですと、それまでに町の条例もしっかりと整備しておかないと、14日過ぎちゃうと、もしこれに該当する方が来た場合に、国は、後見人であっても意思能力を有している場合については印鑑登録できるんだけど、町ではできなくなっちゃうから、14日前に町としては条例をつくっておきたい、改正しておきたいという理屈はまず理解した上で聞きますけど、まず、成年後見制度を利用して成年被後見人になられる方、前段、課長からさまざま説明がありましたけど、そういう方は、いわゆる意思能力がなくなったので自分の財産というのを自分で見られないから、そういう制度を使うというところに至るんだらうなというのが基本的にあるんだと思うんです。

あと、本会議場での部長の説明の中では、意思能力を有するか有しないかについては、個別に審査を行う必要があるというような説明もあったかと思うんですけど、これは誰がどのように審査、判断をするのかという部分については、総務省からガイドライン的なものというのは出ているのかどうか。

それから、今回成年被後見人という言葉がなくなって、意思能力を有しない者というふうにしたわけですから、成年被後見人でなくても、町として意思能力を有しない方だと判断した場合については、印鑑登録ができないということになるということですね。なので、それは誰が判断するのかということだと思います。

それから、改正前の条例で成年被後見人になられている方が町内に80名いて、そのうちの44名が以前に印鑑登録をしていました。その方たちは現在抹消されている状態ですね。だからこの44名の方については、もう一度印鑑登録をし直す可能性があるということですね。

幾つも質問して申し訳ないんですけど、あと、成年被後見人になられた方が、印鑑証明が必要となる場面というのは、どういうことが想定されているのか、まずは、その辺をお聞かせいただけますでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 4点ほどあったかと思えます。
芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 それでは、ご質問にお答えいたします。まず、ご質問の1点目、成年被後見人になった方が、これまでですと印鑑の登録ができなかったのが、今回の条例改正で意思能力を有する方の場合には登録ができるようになった、その判断はということなのですが、先ほど委員のご質問の中にもございましたとおり、総務省から出されております印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴いまして、質疑応答といたしますか、Q&A的な技術的助言という形で質疑応答が出ております。それによりますと、成年被後見人から印鑑の登録の申請があった場合において、法定代理人、成年被後見人の場合には成年後見人になりますが、が同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として申請を受け付けることとして差し支えないというガイドラインといたしますか、質疑応答の技術的助言が出ておりますので、町といたしましては、これに準じて法定代理人の方が同行していらっしゃる、また、ご本人が、印鑑登録の場合は申請書という書類がございますので、それに記入して窓口提出されること、そして現在の印鑑条例でもそんなのですが、条文の中に、印鑑を登録する意思がご本人にあるということを確認した上で印鑑登録というのは現在も受け付けておりますので、印鑑登録をされるということでのよろしいですかという問いに、きちんと登録しますという回答をしていただく、その辺が意思能力を有する確認になるかと考えております。そのような運用で進めてまいりたいと町では考えております。

続いて、意思能力を有しない者につきましては、印鑑登録証明を発行できないという形になっております。これは、失礼しました。

【佐藤（正）委員長】 2問目の質問は、被後見人じゃないケースで意思能力があるかどうかの判断は、どうするのかというような趣旨だと思うんですが。

【芹澤町民窓口課長】 申し訳ありません。被後見人の方でなくても意思能力があるかどうかにつきましては、先ほども1問目でも申し上げましたとおり、現在の条例の中にも、印鑑登録をする方については、ご本人の意思で印鑑登録をするかどうかというのを確認した上で登録しているという条文がございますので、それに基づいて、ご本人の意思で印鑑登録をしているかというような確認を窓口でさせていただくような形になるかと思っております。

続いて、3問目の印鑑登録をしていらっしゃる方で成年被後見人になられた方44人は、印鑑登録を抹消されたわけですが、可能性としては、44人の方に印鑑登録したいというご希望があって、意思が明確に示せるという方であれば、印鑑登録をする可能性はあると考えております。

最後のご質問の成年被後見人の方の印鑑登録証明書が必要となる場面はということなのですが、これにつきましては、私どもも、どういう形、どういうケースが想定されるのかというのが想像がつかまず、今現在でも法律行為といたしますか、いわゆる契約ですとか、そういった行為をする場合には、成年後見人の方の印鑑登録証明書があれば契約行為等はできることになっておりますので、どういうケースが想定されるのかというのが考えつかないものですから、町民法律相談の弁護士の方が成年後見をしていらっしゃるというお話をお伺いしまして、法律相談の弁護士の方にお話をお伺いしましたところ、成年被後見人の印鑑登録証明書が必要なケースは、ほぼないという回答でございました。また、実際にどのようなケースが想定されますでしょうかというご質問にも、ちょっと思いつかないといたしますか、想定が難しいというご回答でございました。また、他市町の担当者レベルで情報交換をした際に、どのようなケースが想定されるのかというのが、ほかの市町でも考えつかないということで、近隣の自治体を通して現在県を通して、国にどういうケースが想定されるのかと、成年被後見人の印鑑登録証明書がどうしても必要な場合というのはどういうケースなのかということをして現在国に照会しているところで、国からの回答を待っているところでございます。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 これまでも条例の中で、印鑑登録の本人の意思があるかどうかというのを窓口で確認していますということなのですが、これまで印鑑登録に来た方で、確認する中で、断ったケースはあるのでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 ただいま申し上げました印鑑登録の申請時の確認でございますが、これまでのケースでご本人の意思がないと判断して、登録を断ったケースはございません。

【佐藤（正）委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 逆に言うと、それは町では判断できないんだと思うんです。あなたは意思能力がないですよと言ったら、逆の意味で厳しい状況になるんじゃないかなと思っちゃうわけです。ということは、法が改正された場合に、法定代理人が同行されたケースについては、基本的に印鑑登録を出すしかないという状況になるんだろうなという想像がつくわけです。窓口での審査というのは、逆に問題になりそうな気がします。

先ほどの答で、どのようなケースがあるかという部分については、ケースとしては想定がなかなかないと、先ほど課長が言われたように、今成年被後見人の方で印鑑登録証明書を持たない方、その方たちの例えば財産とか不動産の処分に関しては、法定代理人の印鑑証明で全て手続きできることになっているんです、法律上。なので、新たに成年被後見人になられた方があえて印鑑登録をしなくても、今までと状況は多分変わらないんだろうなと思うんです。

一生懸命理解しようと思ひまして、そういうことを総合すると、提案の理由の中に、成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化とあるということは、要は成年被後見人だから印鑑登録証明書がとれない、抹消されるということ自体がだめだということです。成年被後見人だからだめだということは、人権侵害に当たるんじゃないのと、だから言葉として意思能力を有しない者と、これもどうかと思うんですけど、個人的には。思うんですけど、成年被後見人と断定しちゃだめなんだよということから、こういうことが出てきたという理解でよろしいのかどうか。

【佐藤（正）委員長】 芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 黒沢委員からもお話がありましたとおり、先ほども説明させていただきました成年後見制度の利用の促進に関する法律でも、成年被後見人等が成年被後見人でない者とひとしく基本的人権を共有する個人として、その尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきだと、そういった法律の制定の趣旨もございまして、成年被後見人だからと一律で切ってしまう制度というのは、おかしいのではないかという、その見直しをすべきだということで、今回さまざまな法律、また制度についての見直しがされて、その中にそれぞれの自治体で条例で定めております印鑑登録制度の中にも、一律で成年被後見人はできないとされているのはおかしいのではないかということで、見直しがされたと理解しております。ですので、成年被後見人ということで意思能力が、恒常的にないとはいえ、全くないのかということを検討した中で、こういう表記になったのではないかと考えておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 今回国の法律で文言の整理ということなんですけど、実は9月30日に総務常任委員会を開いて、その中で印鑑条例の改正があったわけなんですけど、このときには国では、こういうことがあるという予定というか、そういう話は出ていなかったのでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 山田委員からもご質問がございましたとおり、9月会議でも印鑑条例の改正をさせていただきましたが、その段階では、市町村の印鑑条例の改正の準拠すべき事務処理要領

の改正（案）というのが国から示されておられませんでした。先ほどもタブレットの資料でお示しさせていただいたとおり、11月19日付で初めてこの改正内容が示されたものですから、それ以降、県内の各自治体も印鑑条例の改正の作業に着手したという形になっております。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日総務常任委員会に付託されました議案は質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についてはいかがいたしましょうか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、休憩なしでこのまま討論に入りますので、よろしく願いいたします。

議案第70号 寒川町印鑑条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 討論なしと認めます。これより議案第70号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤（正）委員長】 賛成全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後4時15分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年2月7日

委員長 佐藤 正憲